

令和8年度第1回会津若松市地域公共交通会議
(書 面 開 催)

議 事

- (1) 報告第1号 副会長の選任について
- (2) 報告第2号 会長代理の選任について
- (3) 報告第3号 路線バス「米代・河東線」、「及川線」の代替運行（実証運行）の業務受託者の決定について
- (4) 議案第1号 監事の選任について

会津若松市地域公共交通会議 委員・事務局名簿

(任期：令和8年3月23日～令和10年3月22日)

委 員					
No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	役職
1	一般乗合旅客自動車 運送事業者の代表	会津乗合自動車株式会社 ※4月1日から 福島交通会津支社に変更予定	代表取締役社長	佐藤 俊材	
2	一般貸切旅客自動車運 送事業者の代表	イズミ交通株式会社	代表取締役	坂内 金一	
3	一般乗用旅客自動車 運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田 正寿	
4	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎	
5	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	一般社団法人 福島県タクシー協会	専務理事	菊田 善昭	
6	鉄道事業者の代表	東日本旅客鉄道 株式会社東北本部	企画総務部経営戦略 ユニット企画課長	小池 靖人	
7	鉄道事業者の代表	会津鉄道株式会社	取締役	小林 泰樹郎	
8	住民（又は利用者）の代表	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	副会長
9	住民（又は利用者）の代表	会津若松市 老人クラブ連合会	社会奉仕厚生部長	津田 三雄	
10	住民（又は利用者）の代表	国際ソロプチミスト会津	プログラム委員会委員 長	武田 淳子	
11	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局長が 指名する者	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩	
12	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所長が 指名する者	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所	調査課長	松山 智	
13	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	執行委員長	遠藤 章	
14	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	全福島ハイヤータクシー労 働組合 会津交通支部	執行委員長	出羽 東	
15	福島県会津地方振興局長が 指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部部長兼 県民生活課長	菅家 昭平	
16	福島県会津若松 建設事務所長が指名する者	福島県会津若松 建設事務所	企画調査課長	浅野 正生	
17	福島県会津若松警察署長が 指名する者	福島県会津若松警察署	交通第一課長	安西 善紀	
18	会津若松商工会議所会頭が 指名する者	会津若松商工会議所	専務理事	三橋 明伸	
19	学識経験者	福島大学経済経営学類 前橋工科大学学術研究院	教授 特任教授	吉田 樹	
20	自家用有償旅客運送を 行っている特定非営利活動 法人等の団体に所属する 者のうちその代表者が 指名する者	特定非営利活動 法人みんなと湊 まちづくり ネットワーク	集落支援員	鈴木 しるく	
21	会津若松副市長	会津若松市	副市長		会長
22	会津若松市企画政策部長	会津若松市	企画政策部長	渡部 孝	副会長 (会長代理)

<オブザーバー>※議事内容により適宜変更

(関係市町村) 喜多方市地域振興課、会津美里町政策財政課、会津坂下町政策財務課、湯川村総務課

(一般乗合事業者) 会津乗合自動車株式会社 輸送管理課、合資会社 広田タクシー

(市関係課) 河東支所、北会津支所

<事務局> 会津若松市企画政策部企画調整課

副会長の選任について

会津若松市地域公共交通会議の副会長について、市地域公共交通会議設置要綱5条第4項の規定に基づき、令和8年3月23日付で下記委員を副会長に選任しましたので、報告いたします。

記

役 職	要綱第4条各号 の該当号	職 名	氏 名 (敬称略)	備 考
副 会 長	6号 (住民(又は利用者)の代表)	会津若松市区長会 副会長	渡部 美次	会長の指名による (要綱第5条第4 項)
副 会 長	第15号 (会津若松市企画 政策部長)	会津若松市 企画政策部部長	【～3月31日】 佐藤 浩 【4月1日～】 渡部 孝	会長の指名による (要綱第5条第4 項)

(任期：令和8年3月23日～令和10年3月22日)

会長代理の就任について

会津若松市地域公共交通会議の会長である、会津若松市副市長目黒要一につきまして、令和8年3月31日付で副市長を辞任し、副市長の職にある者が不在となったことから、市地域公共交通会議設置要綱5条第5項の規定に基づき、副会長がその職務を代理することとされていることから、会長が再選出されるまでの間、下記委員を会長代理として就任し、会務を総括いたしますので、報告いたします。

記

役 職	要綱第4条各号 の該当号	職 名	氏 名 (敬称略)	備考
会長代理 (副会長)	第15号 (会津若松市企画 政策部長)	会津若松市 企画政策部部長	渡部 孝	要綱第5条第5項 の規定による就任

(就任期間：令和8年4月1日～)

報告第3号

路線バス「米代・河東線」・「笈川線」の代替運行(実証運行)の業務受託者の決定について

路線バス「米代・河東線」及び「笈川線」の廃止に伴う当会議による代替運行(実証運行)につきまして、下記事業者に業務を委託し、運行することとなりましたので、その旨報告いたします。

1. 代替運行(実証運行)受託事業者について

路線	期間	運行形態	受託事業者
米代・河東線	令和8年4月～ 令和8年5月	貸切乗用運行による 委託運行	福島交通株式会社
	令和8年6月～ 令和9年3月	21条申請による乗 合運行	福島交通株式会社
笈川線	令和8年4月～ 令和8年5月	貸切乗用運行による 委託運行	福島交通株式会社
	令和8年6月～ 令和9年3月	21条申請による乗 合運行	福島交通株式会社

議案第 1 号

監事の選任について

監事について、会津若松市地域公共交通会議設置要綱第 12 条第 1 項及び第 2 項において、構成員の互選により監事 2 名を選任するものと規定されていることから、監事の選任について下記の通り提案するものです。

会津若松市地域公共交通会議 監事（案）

役 職	職・役職名	氏 名 (敬称略)	備考
監 事	会津若松市 老人クラブ連合会 社会奉仕厚生部長	津田 三雄	構成員による互選 (要綱第 12 条第 2 項)
監 事	会津若松商工会議所 専務理事	三橋 明伸	構成員による互選 (要綱第 12 条第 2 項)

会津若松市地域公共交通会議設置要綱

(平成 21 年 2 月 23 日決裁)
(平成 24 年 2 月 1 日決裁)
(平成 27 年 1 月 30 日決裁)
(平成 28 年 5 月 1 日決裁)
(令和 3 年 4 月 19 日決裁)
(令和 4 年 6 月 28 日決裁)
(令和 6 年 11 月 27 日決裁)
(令和 7 年 4 月 21 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、もって地域の実情に即した住民への輸送サービスを提供することを目的とする。

(交通会議の事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、会津若松市役所内に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第 5 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第 27 条の 16 第 1 項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 道路運送法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（同法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 鉄道事業者の代表
- (6) 住民（又は利用者）の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (8) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (11) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (12) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (13) 会津若松商工会議所会頭が指名する者
- (14) 会津若松市副市長
- (15) 会津若松市企画政策部長
- (16) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- (17) 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 第1項第1号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、前条第1項第14号に規定する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員（代理人を含む。）の3分の2以上の同意により決する。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の幹事会)

第8条 交通会議は、第3条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 交通会議は、第3条に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、事務局を市の公共交通に関する事務を所管する課に置く。

- 2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、会津若松市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第12条 交通会議に監事2名を置く。

- 2 交通会議の出納の監査は、構成員の互選により選任された監事によって行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務)

第13条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第14条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成22年1月20日までとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。